

「島嶼コミュニティ研究所運営委員会規則」

1) 趣旨：

本学会の目的に照らし、島嶼とコミュニティに関する研究の進化・深化を目指し、研究動向の把握を精力的に進め、データを集約すると共に、それに関する学びの機会を積極的に設けることが期待される。

また、島嶼とコミュニティに関する新たな研究プロジェクトを起こし、その成果を刊行することや、特に、海外の研究者・機関との交流も期待される。

これらを推進するための常設の附属機関を設置するものである。

クラウド上に書架を設け、集積したデータや、刊行した資料を保存する。日常的な会議、研究活動は、インターネットを活用するか、適宜、いずれかの会場に集合して行う。

• 運営

A経費

A-1 研究所の経費は、島嶼コミュニティ学会の予算に組み込む。

A-2 研究所員および研究員は別途定める年会費を負担する。

- 研究所員は2千円を、研究員は1千円を負担する。
- なお、顧問には年会費を求めない。

B運営体制

B-1 研究所理事会は、代表理事ならびに理事により構成する。運営委員会所掌以外の事項について協議を行う。

B-2 所長に事故ある場合は、所長が指名した島嶼コミュニティ研究所運営委員会の委員がその職務を代行する。

B-3発足当初の研究所の運営規約は、島嶼コミュニティ研究所理事会が作成し、以降、適宜研究推進委員会の意見を得て、必要に応じた改正を行う。

C研究所長

C-1研究所を代表し、事業企画・推進を総理する所長を、島嶼コミュニティ学会理事会での議を経て、委嘱する。

C-2 研究所長の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

D運営委員会

D-1 研究所の運営は、島嶼コミュニティ研究所運営委員会が行う。

D-2運営委員会の委員は、学会研究推進委員会委員ならびに研究所員とする。

D-3 研究所運営委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

D-4 研究所運営委員の定員は、3名以上とし、運営委員会の議を経て適宜決定する。

D-5 運営委員会は、必要に応じて、運営委員会の長がこれを招集する。

E 研究所員

E-1 研究所の事業企画・推進を担う研究所員をおく。

E-2 研究所員は、島嶼コミュニティ学会の理事・会員の中から選ぶ。

E-3 研究所員は、所長、島嶼コミュニティ学会研究推進委員会の推薦を得て、研究所運営委員会の議を経て決定する。

E-4 研究所員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

E-5 研究所員は、当該研究所の運営に責任をもち、かつ学術、実務、実践などの諸点で経験と意欲のある人物とする。

3) 構成員とその役割

F-1 本研究所は、所長と運営委員会委員、研究所員ならびに研究員および顧問からなる。

F-1-a 所長： 事業企画・推進の総括・監督・指導を行う。

F-1-b 研究所運営委員会： 事業の企画・推進ならびに庶務を担う。その業務については運営委員がそれぞれ分担しこれにあたる。

F-1-c 研究所員（会員から常時数名を研究所運営委員会での議を経て所長が委嘱し、研究所の運営を担う）：事業の企画・推進。

F-1-d 研究員（会員から常時数名を研究所運営委員会での議を経て所長が委嘱し、研究員として、日常の研究を行う）：研究活動の遂行

F-1-e 研究所顧問；深く幅広い学識を持つ方に、顧問として研究所の活動全般に関して適切なアドバイスいただくために、研究所運営委員会での議を経て所長が委嘱する。

F-2 研究員ならびに研究所員の称号について

F-2-a 研究員には、その学識を考慮し、研究員、上席研究員、特別研究員を設ける。

F-2-b 研究所員には、研究所員、招聘研究所員を設ける。

F-3 研究員について

F-3-a次にかかげる事項を遂行し、また禁止事項を行わない者を研究員とし、その職務を委嘱する。

あ) 島嶼ならびにコミュニティに関する研究を遂行し、広く公表する意思のあ

るもの。

い) 毎年度研究課題を申告し、それに関わる先行研究の情報を収集し、研究所に提供すると共に、それを踏まえた近年の研究動向をまとめ、研究所年報に寄稿する。また、学会等での報告を行う。

う) 研究員の禁止事項

- ・研究所ならびに学会の名誉を棄損する行動および言動
- ・研究者として行うべきではない行為および言動(剽窃・捏造等)
- ・その他公序良俗に反する行動および言動

え) 研究員の欠格事項

- ・先にあげた諸項目に加えて、正当な事由なしに任期中に研究活動を行わなかった場合。なお、運営委員会が必要に応じてその事由の説明を求める事が出来る。
- ・運営委員会の指定する期日までに、その事由の説明がなされない場合には、任期途中であっても、研究員の委嘱を解除することができる。

お) 再任規定

- ・研究員は任期を終える場合、再度の申請を行い、運営委員会の議を経て再任することができる。
- ・かつて研究員であり、なんらかの理由でその資格を失った者は、再度申請を行い、運営委員会が欠格事由が消滅したことを確認し、運営委員会の議を経て、再度任命することができる。

F-3-b 研究員の募集ならびに選定

- ・学会総会、年次大会、島カフェ、学会HP、学会ML等で、広く研究員希望者を募る。
- ・上記の課程をへて、1月を目途に募集を締め切り、その後運営委員会での議論を経て、4月1日より、研究員を委嘱する。ただし、発足年度に関してはこの限りではない。
- ・研究員は、若手研究者とする。具体的には、博士の学位をもつもの、大学院修士課程修了者、大学院博士課程単位取得者、もしくはそれと同等の研究業績をもつものとし、現在研究者としての常勤職を持つものに限らない。

・ 研究所の事業

G研究所は、以下に示す事業を行う。

- ・ 国際的な学術交流に関わる事業
- ・ 島嶼とコミュニティに関わる研究プロジェクトの企画・推進、並びに、

成果の刊行

- 研究所の趣旨を極めていくうえで有効とみられる事業
- 島嶼とコミュニティに関わる研究データの集積
- 研究所年報の刊行
- 研究所叢書の刊行
- そのほか、島嶼とコミュニティの研究に関連する事業